

吸収合併に関する事後開示書面

(吸収合併に関する事後備置書面)

2024年4月1日

株式会社エアトリ

2024年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

東京都港区愛宕二丁目5番1号
株式会社エアトリ
代表取締役社長 柴田 裕亮

株式会社エアトリ（以下、「当社」といいます。）及び株式会社エアトリインターナショナル（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）と2024年2月1日付で締結した合併契約書（以下「本合併契約」といいます。）に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社エアトリインターナショナルを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

当社は、本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき事後開示をいたします。

1. 本合併が生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2024年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 株主の差止請求手続の経過（会社法第784条の2）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式外取請求手続の経過（会社法第785条）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続の経過（会社法第787条）

吸収合併消滅会社は、会社法第787条の規定に従い、2024年2月28日付の官報及び電子公告により、新株予約権者に対して所定の事項を公告しましたが、同条第1項の規定による新株予約権の買取り請求をした新株予約権者はいませんでした。

(4) 債権者の異議手続の経過（会社法第789条）

吸収合併消滅会社は、会社法第789条の規定に従い、2024年2月28日付の官報及び電子公告により、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

3. 当社における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求手続の経過（会社法第 796 条の 2）

当社にて、本合併は会社法第 796 条の第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式外取請求手続の経過（会社法第 797 条）

当社にて、本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議手続の経過（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条の規定に従い、2024 年 2 月 28 日付の官報及び電子公告により、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

4. 本合併により当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、効力発生日である 2024 年 4 月 1 日をもって、本合併契約の定めに従い、吸収合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2024 年 4 月 1 日（予定）

7. 上記のほか本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上

令和6年2月28日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都港区愛宕二丁目5番1号
株式会社エアトリ
代表取締役社長 柴田 裕亮

東京都港区愛宕二丁目5番1号
株式会社エアトリインターナショナル
代表取締役社長 柴田 裕亮

株式会社エアトリ（以下、「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社エアトリインターナショナル（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれの取締役会の決議を経て、両社間で令和6年2月1日に吸収合併契約を締結し、令和6年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。つきましては、会社法（以下、「法」といいます。）第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに法782条第1項及び会社法施行規則182条の規定に従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては法第784条第1項に定める略式合併となります。

記

1. 吸収合併契約の内容に関する事項
別添資料1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併につき、本合併に際して、合併対価の交付は行いません。
3. 合併対価について参考となるべき事項
該当事項はありません。
4. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項
該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は有価証券報告書および四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書の開示書類に関する電子システム（EDINET）」よりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

7. 備置き開始後の変更に関する事項

事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

<別添資料1>：会社合併契約



吸収合併契約書

株式会社エアトリ（以下「甲」という。）及び株式会社エアトリインターナショナル（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。本件合併」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社

商号：株式会社エアトリ

住所：東京都港区愛宕二丁目5番1号

(2) 乙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社エアトリインターナショナル

住所：東京都港区愛宕二丁目5番1号

第3条（本合併に際して交付する金銭等）

乙は、甲の100%子会社であるため、本合併に際して、甲は乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等（甲の株式及び金銭を含む。）の交付を行わない。

第4条（吸収合併の効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和6年4月1日とする。但し、合併手続の進行に応じ行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（合併承認総会の省略）

甲は会社法第796条第2項、乙は同第784条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収合併する。

第6条 (条件の変更等)

本契約締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本契約を変更又は解除することができるものとする。

第7条 (協議)

本契約に定めるもののほか、本件合併に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、適宜決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年2月1日

甲 東京都港区愛宕二丁目5番1号
株式会社エアトリ
代表取締役 柴田 裕亮



乙 東京都港区愛宕二丁目5番1号
株式会社エアトリインターナショナル
代表取締役 柴田 裕亮



損 益 計 算 書

自 2022年 10月 1日 至 2023年 9月 30日

(当期累計期間)

株式会社エアトリインターナショナル

(期首残高未確定) [決算仮締未実行]

(単位：円)

科 目	金 額
【営業収益】	1,621,687,586
【販売費及び一般管理費】	1,295,498,335
営業利益	326,189,251
【営業外収益】	
受取利息	836,520
為替差益	5,327,891
受取手数料	1,741,714
雑収入	15,107,634
営業外収益合計	23,013,759
【営業外費用】	
支払利息	4,376,221
為替差損	4,297,146
雑損失	1,706,520
営業外費用合計	10,379,887
經常利益	338,823,123
【特別利益】	
固定資産売却益	4,528
特別利益合計	4,528
【特別損失】	
固定資産売却損	156,153
特別損失合計	156,153
税引前当期純利益	338,671,498
法人税住民税及事業税	80,028,359
法人税等還付税額	△5
法人税等調整額	△109,634,025
法人税等合計	△29,605,671
当期純利益	368,277,169

販売費及び一般管理費明細書

自 2022年 10月 1日 至 2023年 9月 30日

(当期累計期間)

株式会社エアトリインターナショナル

(期首残高未確定)[決算仮締未実行]

(単位：円)

科 目	金 額
役員報酬	19,849,998
給与	129,672,474
賞与	2,542,050
法定福利費	21,080,570
福利厚生費	479,215
通勤交通費	3,282,632
営業交通費	783,456
交際費	343,457
会議費	3,182
採用費	3,703,001
研修費	48,755
通信費	2,352,612
荷造運賃	109,995
水道光熱費	515,301
新聞図書費	1,937
支払手数料	396,446,070
広告宣伝費	265,374,227
消耗品費	3,906,979
家賃地代	21,162,550
保険料	△10,600
租税公課	3,537,518
業務委託費	68,523,859
保守料	64,900,732
リース料	317,339
支払報酬	8,935,258
諸会費	702,843
顧問料	360,000
減価償却費	3,389,663
無形固定資産償却	265,493,480
貸倒損失	6,107,403
配賦法定福利費	△39,619
配賦福利厚生費	22,420
配賦通勤交通費	17,199
配賦保守料	△37,786
配賦無形固定資産償却	37,786
雑費	1,582,379
販売費及び一般管理費合計	1,295,498,335